

宗像市農業振興計画(案)

平成20年3月

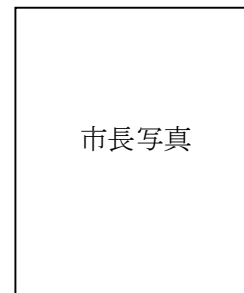
福岡県 宗像市

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 本市の農業を取り巻く情勢 | 4 |
| 2. 農業振興の基本方針 | 7 |
| 3. 施策体系 | 8 |
| 4. 基本方針を実現するための施策の方向 | 9 |
| 方針1：多彩な担い手の育成 | 9 |
| 方針2：多彩でたくましい農業の振興 | 10 |
| 方針3：地産地消の推進 | 13 |
| 方針4：農業を通じた地域環境の保全 | 14 |
| 方針5：グリーン・ツーリズムの推進 | 15 |
| 5. 重点施策 | 16 |
| ①担い手や経営体の育成 | 17 |
| ②集落営農体制の構築 | 17 |
| ③水田農業の振興 | 18 |
| ④農産物のブランド化推進 | 19 |
| ⑤道の駅、農産物直売施設等による直売の拡大 | 20 |
| ⑥安全で安心な農産物の提供 | 21 |
| ⑦環境保全型農業の推進 | 21 |
| ⑧グリーン・ツーリズムの推進 | 22 |
| 6. 推進体制図 | 24 |
| 7. 基本目標 | 25 |
| 1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し | 25 |
| 2) 農家戸数の動向及び見通し | 25 |
| 3) 農業生産の動向及び見通し | 26 |
| 4) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 30 |
| 8. 参考資料(用語解説) | 33 |

はじめに

「宗像市農業振興計画」
の策定にあたって



宗像市は、温暖な気候に恵まれた自然条件と福岡市及び北九州市の両政令指定都市の中間に位置した立地条件のもと、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業やイチゴ・トマトなどの施設園芸等により、新鮮で安全な農産物の生産が行われてきました。

しかしながら、近年は、農業従事者の高齢化と後継者不足やグローバル化の進展など農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうしたなか国は、国内農業の体質強化を図るために、従来の施策を大きく見直して、水田経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策など農政改革を行っております。本市におきましては、昨年 9 月に、「宗像市農業振興地域整備計画」を策定したのをはじめ、農業経営の安定につながる国の施策を積極的に活用して、県や JA 等の関係機関と連携を深めて、農業の担い手である認定農業者や集落営農組織を支援するなど地域の実態に沿った農業政策を推進してまいりました。

こうしたことを踏まえまして、農地が持つ多面的機能を生かしながら、本市の農業政策を計画的に推進するために「宗像市農業振興計画」を策定しました。

この計画は、都市と共生する農業の確立を目指すために、多彩な担い手の育成、多彩でたくましい農業の振興、地産地消の推進等を柱として施策の体系を構成してありまして、基本方針を実現するための施策の方向を具体的に盛り込んだものです。

今後は、本計画に基づく施策を積極的に展開して、農業の振興を図ってまいります。

最後に、この計画の策定にお力添えをいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 20 年 3 月

宗像市長 谷 井 博 美

農業振興計画の策定について

1. 策定の趣旨

宗像市(以下、本市)は、平成 15 年 4 月 1 日に旧宗像市と旧玄海町が、平成 17 年 3 月 28 日に旧大島村が合併して誕生しました。合併前はそれぞれの市町村で独自の農業振興施策を展開しておりました。合併後は、平成 17 年度に「総合計画」が策定され、平成 18 年度に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」*)を、平成 19 年度には「農業振興地域整備計画」*)を策定して、新しい市の今後の農業振興の方向性を決めました。本農業振興計画は、これらの計画をもとに農業振興を図るための行動指針として策定するものです。

2. 計画の位置づけと目標年次

- (1) この計画は、本市の農業施策を総合的かつ効果的に実施するための基本計画とします。
- (2) この計画は、農業者の経営や生活の安定・向上とともに、安全な食料の供給や自然環境の保全など、農業・農村がもつ多面的な機能の維持増進を図り、市民生活の向上を目指す指針とします。
- (3) この計画は、平成 26 年度を目標年次とし、必要に応じた修正を行いつつ、弾力的に運用します。

*)の用語については、P 33 以降の用語解説を参照。

1. 本市の農業を取り巻く情勢

1) 本市農業の特性

本市は、福岡市、北九州市という大消費地の中間に位置し、米・麦・大豆を中心にした土地利用型農業^{*1)}や、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業、イチゴやトマトなどの施設園芸等を振興しており、多様な農産物が生産されています。

しかし、都市化がすすむ中、農家戸数の減少とともに専業農家も減少し、現在では、第2種兼業農家^{*1)}が農家総数の約6割を占め、農村部の活力が低下してきています。このため、近年では、都市住民の農業・農村に対する関心の高まりとともに、市民農園^{*1)}や農産物直売施設の設置、農業体験やイベントの実施などを通じて、都市と農村の交流を図り、地域の活性化を推進する取り組みが盛んになってきました。

2) 本市農業の問題点

長引く農産物価格の低迷等により農家戸数の減少、農業就業者の高齢化が進み、農業後継者や担い手が減少しています。このため、耕作条件が不利な農地を中心に耕作放棄地^{*1)}が増加してきており、農地・農村環境の保全の継続性が危惧されるようになってきました。

また、農業・農村は、環境保全機能や学習機能、保健休養機能等多面的機能を持っていますが、このことに関する市民理解をさらに広げる必要があります。

3) 農業を取り巻く社会情勢

近年、健康に対する消費者の関心は高く、輸入農産物の残留農薬やBSE、食品の偽装表示などが問題になっています。このような情勢のもと、価格の安定はもとより、安全で新鮮・高品質な農産物が求められており、消費者ニーズは多様化、高度化していることから、ニーズに対応した農産物を生産する体制への転換が求められています。

また、国は、他産業に比べ構造改革が遅れている農業について、認定農業者^{*1)}や、集落営農組織^{*1)}に農地の利用集積^{*1)}等の農業施策を集中させるべく、平成19年度から農政改革の推進に力を入れています。一方、農業・農村が持つ多面的機能に対する国民の関心や期待は大きくなりつつあるとともに、農業においても環境保全や資源の有効活用に取り組むなどの環境問題への対応が求められ、農業・農村が有する多面的機能を発揮しながら、環境への負荷を軽減した環境保全型農業^{*1)}への取組をより一層進め、自然と共生を図る農業へ転換していく必要があります。

しかし、人口と産業が都市部に集中したことで、農村部は過疎化や高齢化が進行し、農村社会は衰退しつつありますが、団塊の世代が定年期を迎える中、彼らのふるさと回帰志向に応えつつ、農村における農業生産活動や地域活動の新たな担い手として活躍できる仕組みを構築していくことが求められています。

さらに、WTO^{*}) の場における農業交渉、また、FTA^{*}) やEPA^{*}) による貿易自由化が議論されており、国内農業は、厳しい状況に直面しています。

しかし、昨今の地球温暖化や砂漠化、淡水資源の枯渇などの環境問題が益々悪化するとともに、中国やインドの経済発展、バイオ燃料生産の増加等により世界中で食料の争奪戦が始まっています。

このような情勢の中で、本市の農業・農村が持つ役割は、重要性を増しています。

4) 本市農業の主要課題

以上のような、本市農業の特性や問題点、農業を取り巻く社会情勢等を踏まえ、今後の農業振興の主要課題は、多彩な担い手を育て、環境に配慮しつつ豊かな食料生産を生産規模に応じた生産・集荷・販売体制の確立を行い、グリーン・ツーリズム^{*}) の推進等をつうじて市民に食料・農業・農村についての理解促進などを行いつつ、市民ニーズに対応した食料を供給するとともに農業のもつ多面的機能を発揮することであると考えます。

このためには、第1に、「多彩な担い手の育成」が必要です。本市の「農業経営改善計画の認定状況及び高齢化率」を見ると、平成19年度から始まった経営所得安定対策への加入を目指して関係機関で育成に努めた結果、平成17年度の76経営体から113経営体へと増加しました。また、法人のうち5法人が集落営農型法人であり、特定農業団体2団体とあわせて集落営農組織は7組織となっています。

しかし、65歳以上の高齢者も27人(高齢化率26.2%)と増加しています。このため、将来に向けて効率的かつ安定的な農業経営による農業の持続的発展をめざし、次代を担う就農者の育成・確保や認定農業者、集落営農組織等意欲ある農業者など、さらなる多彩な担い手の育成が必要です。

農業経営改善計画の認定状況及び高齢化率

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定数（経営体数） | 67 | 76 | 94 | 110 | 113 |
| A：法人数 | 2 | 2 | 1 | 7 | 8 |
| B：共同申請数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| C：認定数－（A+B） | 65 | 74 | 93 | 102 | 103 |
| うち65歳以上 | 9 | 10 | 19 | 25 | 27 |
| 高齢化率 | 13.8% | 13.5% | 20.4% | 24.5% | 26.2% |

※宗像市調べ（H20は、推計値）

第2に、消費地に近い立地条件を活かした都市近郊型農業の維持・発展に向け、水稻、麦、大豆、野菜、果樹、花きなど現在作付けしている農産物の安定供給によるむなかたブランドの確立と産地化を推進し、「多彩でたくましい農業の振興」が必要です。

第3に、地域内流通体制の整備を図る中で、地場農畜産物等を安定的に供給するため、「地産地消^{*}」の推進が必要です。

第4に、農地は、食料の安定的な供給を行うための基礎的な資源であるのみならず、ゆとりとやすらぎの空間や防災の空間など、環境保全的機能に大きな役割を果たしています。このため、「農業を通じた地域環境の保全」をめざし、洪水防止機能、保健休養・やすらぎ機能、大気浄化機能、気候緩和機能、伝統文化をささえ、美しい農村景観を創出する農業の多面的機能の発揮に努めるため、地域ぐるみの取組みが必要です。

また、食の安全・安心を求める消費者ニーズと、市民の環境に対する関心が高まる中、農業生産による環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式として、環境保全型農業の推進が必要とされています。しかしながら、平成18年現在のエコファーマー^{*}認定者数は6人、福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度^{*}認証数（面積）は19件（1,660a）と、個別農家の取り組みにとどまっています。このため、農業関係機関が一体となった取組みが求められます。

第5に、農村の豊かな地域資源を活かし、農作業体験等を通じて地域住民と都市住民との交流を図るなど「グリーン・ツーリズムの推進」により農村部の活性化を図ることが必要です。

2. 農業振興の基本方針

方針1 多彩な担い手の育成

- 次代を担う就農者の育成・確保を進めるとともに、認定農業者、集落営農組織等意欲ある農業者を企業的農業経営体として育成します。また、女性農業者や高齢農業者の支援等多彩な担い手づくりを推進します。

方針2 多彩でたくましい農業の振興

- 水稲、麦、大豆、野菜や果樹、花きなどを始めとする多様な品目の農業生産の振興、直売も視野に入れた新たな販路の確保とブランド化の推進など、消費者ニーズにあった安全・安心で新鮮な農産物の生産と供給を進めます。
- 効率的で生産性の高い農業生産基盤の整備や改修によって、優良農地の保全を図ります。

方針3 地産地消の推進

- 学校給食や直売所出荷など市民に新鮮で安全な農産物を供給するための地域内での流通と消費の仕組みをつくることにより、生産意欲の向上による農業の振興を図ります。
- 食に対する理解を深め、地元農産物の消費拡大を図るために、産地直売などを通じて生産者と消費者の顔の見える関係や地元農産物に触れる機会を増やすなど、農業者（生産者）と市民（消費者）の相互理解を図ります。

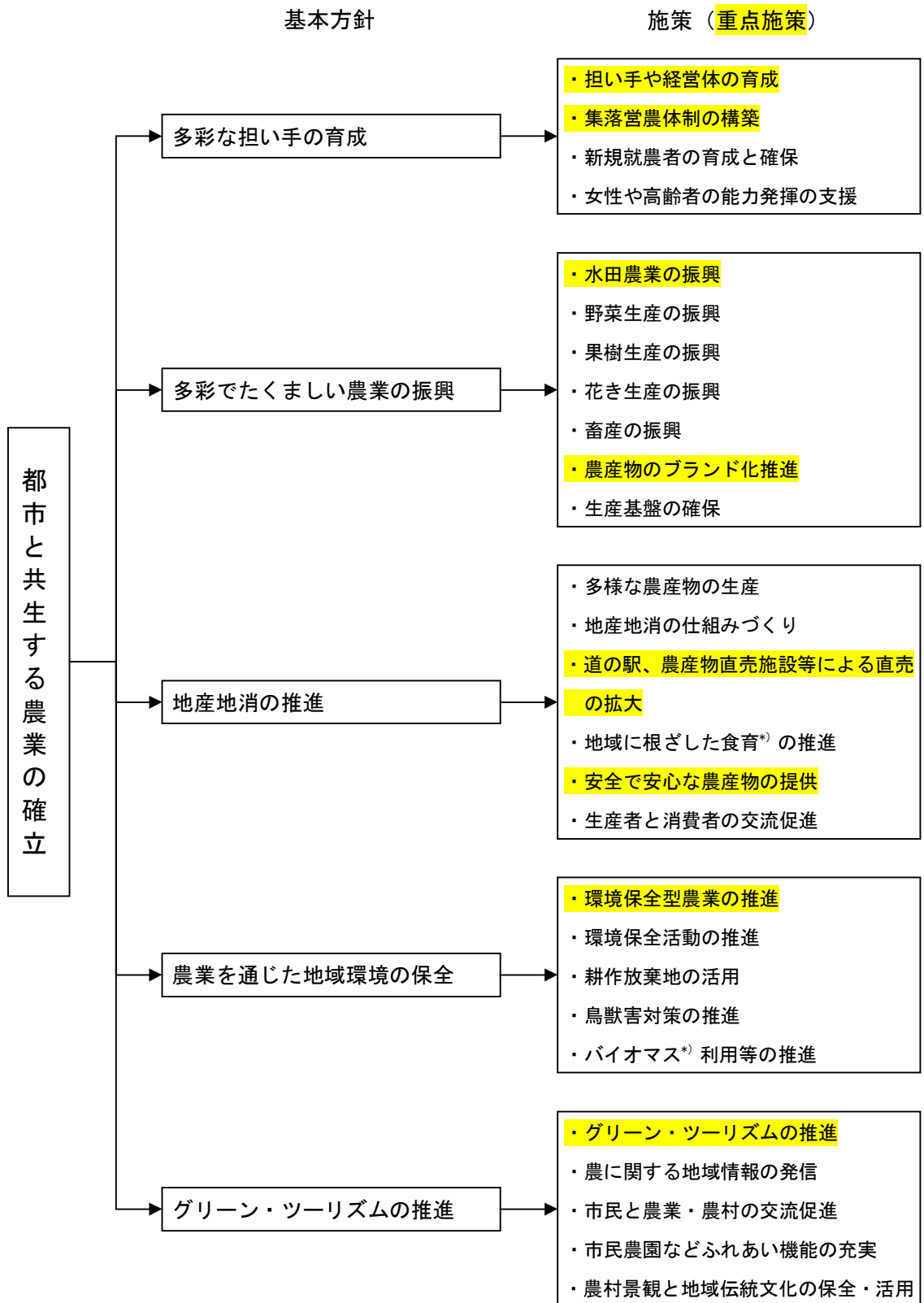
方針4 農業を通じた地域環境の保全

- 農地が持つ多面的機能の維持・増進に向け、減農薬・減化学肥料の拡大を図るとともに、地域ぐるみでの農地・水・環境保全向上対策^{*)}の推進、資源循環型農業^{*)}の推進など、農業を通じて地域環境の保全を図ります。

方針5 グリーン・ツーリズムの推進

- 農村の多彩な地域資源、多面的機能を活かして、都市との交流を活発化させることにより、地域活力の向上を図り、魅力ある農村づくりを推進します。

3. 施策体系



4. 基本方針を実現するための施策の方向

方針1：多彩な担い手の育成

①担い手の育成と確保

本市農業の持続的な発展を図るため、担い手となる農業者や経営体の育成をはじめ、次代を担う就農者の確保・育成を進めるとともに、女性農業者や高齢農業者、集落営農組織の育成を進めるなど、意欲ある多彩な担い手によって支えられた農業を展開します。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 ¹ |
|--------------------|---|------------------------------|
| (1) 担い手や経営体の育成 | ①認定農業者の育成 ②法人設立の推進と支援 | 市 農委 J A 振興C 普及C |
| (2) 集落営農体制の構築 | ①集落営農の推進 ②集落営農組織の育成 | 市 農委 J A 振興C 普及C |
| (3) 新規就農者の育成と確保 | ①農業後継者の育成・資質の向上 ②新規就農者の支援 ③企業退職者等の就農支援 | 市 農委 J A 振興C 普及C |
| (4) 女性や高齢者の能力発揮の支援 | ①家族経営協定 [*] の締結促進 ②男女共同参画の普及・啓発 ③女性や高齢者の起業支援 ④高齢農業者の活躍の場の確保 | 市 農委 J A 振興C 普及C |

¹ 実施主体の略称は下記の通り

普及C＝北筑前地域農業改良普及センター、J A＝J Aむなかた、振興C＝むなかた地域農業振興センター、農委＝宗像市農業委員会、市＝宗像市

方針２：多彩でたくましい農業の振興

①水田農業の振興

経営の安定化・効率化、生産調整システムの確立、「選ばれる米づくり」の推進により、本市の農業の基幹をなしている水田農業主体の土地利用型農業の振興を図ります。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|-------------------|---|-------------------------------------|
| (1) 経営安定と生産コストの縮減 | ①担い手への農地の利用集積 ②高性能機械の導入促進 ③複合経営への転換誘導 ④国の施策の活用 | 農業者 J A 農委 市 振興C 普及C |
| (2) 選ばれる米づくりの推進 | ①減農薬・減化学肥料栽培の促進 ②食味の向上とブランド化推進 ③高く売れる販路開拓 | 農業者 J A 振興C 普及C 市 |
| (3) 麦・大豆の生産振興 | ①基本技術の励行推進 ②高性能機械の導入・共同利用推進 | 農業者 J A 振興C 普及C 市 |

②主要農産物の生産振興

多彩な農産物の生産性や収益性を高め、安全・安心で品質の高い農産物の生産振興を図ることにより、強い農業を展開します。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|-------------|--|-------------------------------------|
| (1) 野菜生産の振興 | ①農薬の適正使用の推進 ②生産規模の拡大支援 ③機械化の支援 ④集出荷施設の整備 | 農業者 J A 普及C 振興C 市 農委 |
| (2) 果樹生産の振興 | ①農薬使用を抑えた病虫害対策の支援 ②優良品種・系統の導入・更新 ③集出荷施設の整備 | 農業者 J A 普及C 振興C 市 |
| (3) 花き生産の振興 | ①優良種苗の導入による産地形成とブランド化の推進 ②省エネルギー対策をはじめとした生産コストの低減 ③栽培面積の拡大支援 | 農業者 J A 普及C 振興C 市 農委 |
| (4) 畜産の振興 | ①安全で品質の高い畜産物の生産 ②家畜排せつ物の適正管理 ③家畜飼料の自給率の向上 ④畜産物産地のPR強化 | 農業者 J A 普及C 振興C 市 |

③農産物のブランド化推進

消費者ニーズの多様化・高度化や経済社会のグローバル化に伴う国際的な産地間競争の激化に対応し、本市の農産物の市場優位性を確保するため、農産物の高付加価値化とブランド化などの販売戦略を展開します。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|--|--|------------------------|
| (1) ブランド化の推進 | ①ブランド育成 | 農業者 J A 市 |
| (2) 販売戦略の展開 | ①効果的なP Rの推進 ②販路拡大の推進 | J A 農業者 |
| (3) 農業の6次産業 [*] 化 (農から工、商への展開) | ①交流拠点(道の駅、農産物直売施設等)や農産物加工施設等の運営支援 ②特産品開発の推進 | 市 農業者 J A 普及C |

④生産基盤の確保

水稻、麦、大豆をはじめとした農産物の生産性や効率性の向上を図るため、担い手への農地の利用集積や優良農地の保全、農業用基盤・農業用施設の改修・改良などを進めます。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|----------------------------|--|-----------------------|
| (1) 担い手への農地の利用集積 | ①担い手への農地の利用集積 | J A 農委 市 農業者 |
| (2) 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進 | ①農業振興地域整備計画等による農地の適正管理 ②農地パトロールの強化と地図情報システムの充実 ③優良農地の保全・確保体制の確立 ④スプロールの開発 [*] 等の抑制 | 市 農委 農業者 |
| (3) 生産基盤と農業用施設の改修 | ①用排水施設の改良・整備 ②畑地や転作田の排水対策の推進 ③農道の修繕・整備 ④ため池の修繕・改修 | 市 県 農業者 |

方針3：地産地消の推進

①生産と流通

農産物の多品目周年生産体制づくりや、生産者、流通・小売関係者、消費者の三者のつながりの創出・拡大、農産物の地場流通の仕組みの強化などにより、生産者と消費者との信頼関係に基づいた地産地消を展開します。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|--------------------------|--|------------------------|
| (1) 多様な農産物の生産 | ①多品目周年生産の体制づくり ②多品目型産地づくりに向けた支援 | 農業者 J A、市 普及C |
| (2) 地産地消の仕組みづくり | ①食品産業等における地場農産物の利用拡大 ②いつでもどこでも地場農産物が入る仕組みづくり ③学校給食での地場農産物の利用拡大 ④地産地消の普及・啓発活動の推進 | J A 市 普及C 農業者 |
| (3) 道の駅、農産物直売施設等による直売の拡大 | ①農産物直売施設の活動促進 ②道の駅、農産物直売施設等による販路の拡大 | 市 J A 普及C |

②生産者と消費者の食の相互理解

新鮮で安全・安心な食を求める市民ニーズに応え、健康で豊かな食生活を実現するため、安全・安心な農産物の提供や、食と農の理解促進を図るための食育の推進や生産者と消費者の交流を展開します。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|------------------|--|------------------------|
| (1) 地域に根ざした食育の推進 | ①食育推進計画の策定 ②食育活動の促進 ③地域の郷土料理の伝承・PR | 市 J A 普及C 農業者 |
| (2) 安全で安心な農産物の提供 | ①安全な農産物の生産方式の普及 ②消費者への安全・安心のPR ③環境保全型農業の推進 | J A 普及C 市 農業者 |
| (3) 生産者と消費者の交流促進 | ①生産者や農産物の情報提供 ②生産者と消費者の交流機会の提供 | 農業者 J A 市 普及C |

方針4：農業を通じた地域環境の保全

①持続可能な農業の推進

環境と調和した持続性の高い循環型農業の普及、定着を図るとともに、農地・水・環境保全向上対策などの推進により地域ぐるみで環境保全に取り組むことで農業を通じた地域環境の保全を進めます。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|----------------|--|------------------------------------|
| (1) 環境保全型農業の推進 | ①有機物による土づくりの推進 ②減農薬、減化学肥料の推進 ③エコファーマー、減農薬・減化学肥料栽培認証農家の育成 ④環境に配慮した農産物の特産化の推進 | 農業者 J A 振興C 普及C 県 市 |
| (2) 環境保全活動の推進 | ①農地・水・環境保全向上対策の活動支援 ②中山間地域等直接支払制度 ^{*)} による環境保全活動の推進 | 農業者 市 |
| (3) 耕作放棄地の活用 | ①担い手による利用促進 ②牛の放牧の普及促進 ③農地パトロールの強化と地図情報システムの充実 ④耕作放棄地を活用した景観形成作物の栽培 | 農業者 市 農委 J A |
| (4) 鳥獣害対策の推進 | ①総合的な被害防止対策の確立 ②有害鳥獣の駆除対策の強化 | 農業者 市 J A |

②資源循環型社会形成に貢献する農業の推進

食や農などに関わるバイオマス資源の有効な活用を検討し、有機性の資源循環のシステムづくりに取り組みます。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|-----------------|--|----------------|
| (1) バイオマス利用等の推進 | ①畜産農家と耕種農家の共同による良質なたい肥づくりと利用 ②生ごみたい肥の利用促進 | 農業者 市民 市 |

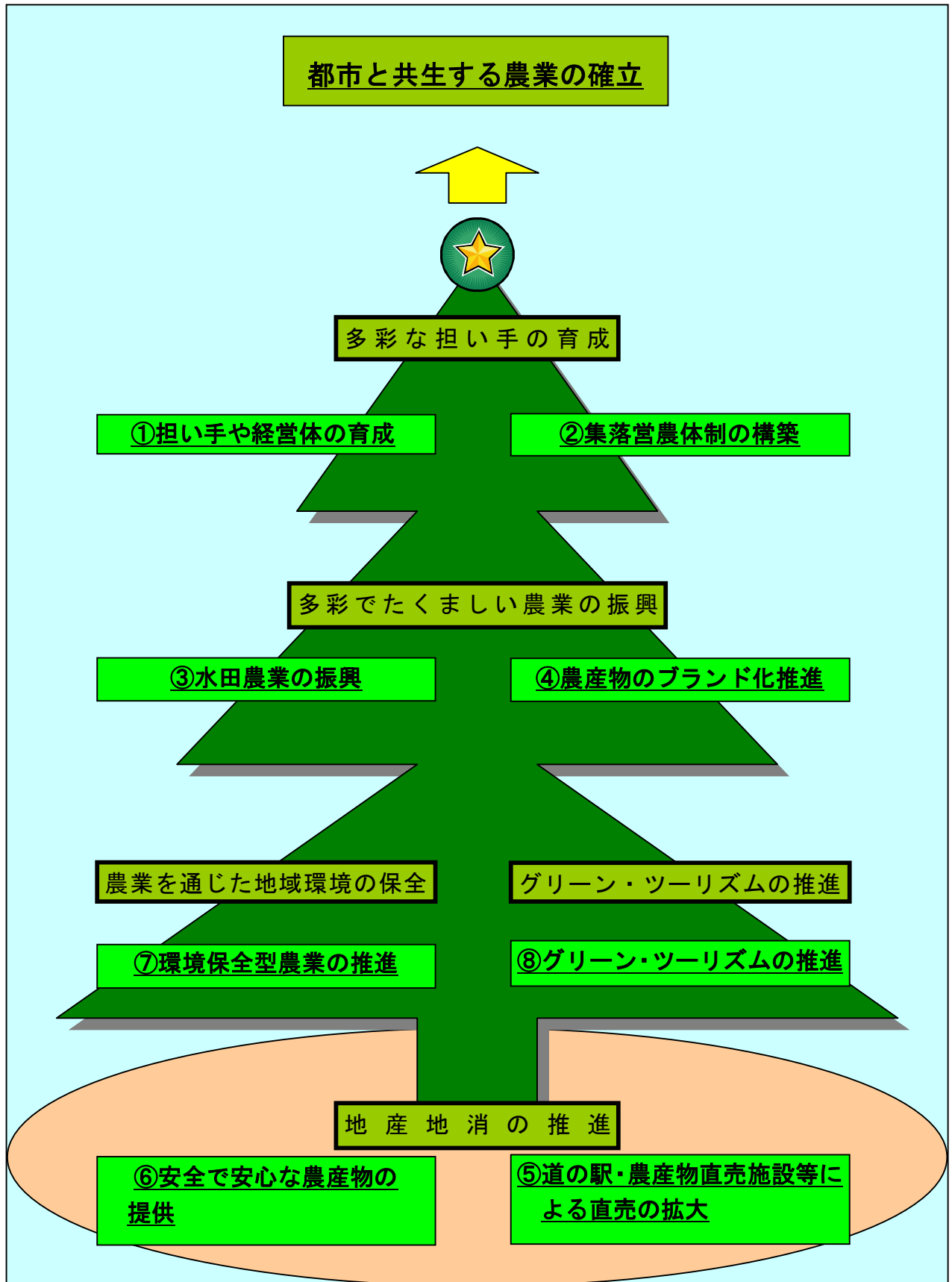
方針5：グリーン・ツーリズムの推進

①都市との交流による農村地域の活性化

農村地域がもつ多彩な地域資源を積極的に活用したグリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図ります。

| 項 目 | 方 向 性 | 実施主体 |
|-----------------------|---|------------------------|
| (1) グリーン・ツーリズムの推進 | ①農村体験交流プログラムの企画・開発と実践 ②交流拠点（道の駅、農産物直売施設等）の活用 | 農業者 J A 市 普及C |
| (2) 農に関する地域情報の発信 | ①多様な情報媒体を活用した情報発信 ②総合的な情報窓口の活用 | 市 J A 県 農業者 |
| (3) 市民と農業・農村の交流促進 | ①農業まつりの開催 ②交流会（枝豆狩り交流会、産地見学会等）の開催 | J A 農業者 市 振興C |
| (4) 市民農園などふれあい機能の充実 | ①市民農園等の整備 ②もぎ取り園・オーナー園の拡充 | 農業者 市 |
| (5) 農村景観と地域伝統文化の保全・活用 | ①中山間地域等直接支払制度の取り組みの継続と改善 ②豊かな自然環境の保全 ③美しい農村景観の創造 ④伝統文化の保全・継承と有効活用 ⑤除草作業軽減策の推進 | 農業者 J A 市 |

5. 重点施策



①担い手や経営体の育成

(1) 認定農業者の育成

- ・「むなかた地域農業振興センター」(宗像市、福津市、J A、農業委員会、農業共済組合、地域農業改良普及センターが共同で設置。以下「振興センター」という。)と「北筑前地域担い手・産地育成総合支援協議会」(J A、農業委員会、地域農業改良普及センター等で設置。以下「支援協議会」という。)や認定農業者と連携を図り、認定農業者制度の普及や意欲ある農業者の育成を図るとともに、水田経営所得安定対策^{*}(品目横断的経営安定対策)やその他の品目ごとの経営安定対策の対象となる認定農業者数を増やします。
- ・農業近代化資金や農業改良資金等制度資金の周知、農業機械等の導入に対する補助事業の活用を図るなど、認定農業者への経営改善の支援を行います。
- ・認定農業者の経営感覚の向上を図るための研修会・経営相談会を開催します。また、経営規模拡大や経営安定化に必要な資金計画及び農業経営改善計画目標の達成のために必要な経営診断や経営コンサルティング等の支援を行います。

※認定農業者数の目標

平成18年度 94 経営体 → 平成26年度 120 経営体

(2) 法人設立の推進と支援

- ・法人化^{*}による信用の確保や経済性・効率性の向上、後継者確保や税制上の利点などを広くPRするなどによって、法人経営体の設立を推進します。
- ・振興センターと支援協議会が中心となり、経営管理・記帳・税務相談会や勉強会等を開催して法人経営体の支援を行います。

※法人数の目標

平成18年度 1 経営体 → 平成26年度 15 経営体

②集落営農体制の構築

(1) 集落営農の推進

- ・集落営農体制を構築するため、集落営農の必要性やメリット、先進的な事例等を分かりやすく解説したリーフレット等の啓発資料を活用して、農業者や農業委員などを対象にした集落営農に関する勉強会等を実施します。

(2) 集落営農組織の育成

- ・ J A や県、振興センターと連携して、集落営農体制に向けた組織の育成や集落営農計画の作成のコーディネートなどにより、集落営農組織を育成します。
- ・ 農地の面的集積を図ることによって受け手にとって効率的な農業経営ができるようにするとともに、集落内で農地の利用調整等を行う農用地利用改善団体の設置を支援します。
- ・ 個々の農家が農業用機械を保有することが非効率な地域や集落において農業用機械の共同利用を推進します。

※集落営農組織数の目標

平成18年度 7組織 → 平成26年度 12組織

③水田農業の振興

(1) 担い手への農地の利用集積

- ・ 認定農業者等大規模経営農家への農地の利用集積を図るため、農業委員会による農地パトロールで判明した耕作放棄地の情報を担い手に提供するなど、農地保有合理化法人^{*}（J A）を核にした利用調整システムの確立を図ります。

※担い手への農地の利用集積割合目標

平成18年度 26.2% → 平成26年度 60.0%

(2) 高性能機械の導入促進

- ・ 効率的で大規模な稲作経営を確立するため、国の強い農業づくり交付金などを活用しながら、大型農業機械の導入や施設整備を促進します。

(3) 複合経営への転換促進

- ・ 米価低迷に伴うリスクを回避するため、米・麦・大豆の土地利用型農業経営を行ってきた法人や認定農業者でも取り組める商品価値の高い作目の導入による複合経営体への移行を促進します。

(4) 国の施策の活用

【水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の取組推進】

- ・ 本市の農業の特徴である土地利用型農業の担い手の経営安定を図る目的で平成19年度から実施されている水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の適用を図るため、対象となる認定農業者に対して制度の周知を図り、スムーズに必要な手続きが行えるようにします。

また、制度の適用の拡大を図るため、認定農業者や集落営農組織を育成します。

【米政策改革推進対策の推進】

- ・農業者や宗像地域水田農業推進協議会^{*}が主体となる新たな米の需給調整システムに移行するのに合わせ、J A、振興センターと協力しながら、新システムが機能するよう米の需給調整及び宗像地域水田農業ビジョンに示された今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等を推進します。

(5) 減農薬・減化学肥料栽培の促進

- ・安全・安心といった消費者ニーズに対応するため、農業者やJ A等と連携して減農薬・減化学肥料栽培や良質なたい肥の利用等による付加価値の高い米づくりを促進します。

(6) 食味の向上とブランド化の推進

- ・品種の選定や生産技術の向上などにより、食味の高いおいしい米づくりとブランド化を推進します。

| |
|--------------------|
| ※タンパク含有率の目標 → 7%以下 |
|--------------------|

(7) 高く売れる販路開拓

- ・J Aによる直販体制づくりや外食産業等へのセールスなど、おいしい米が高く売れるような販路開拓を促進します。

(8) 麦・大豆栽培の基本技術の励行推進

- ・麦・大豆は、奨励品種の利用、種子更新率の向上、熟期に合った適期刈取りと適正な調製によって、汚染粒、損傷粒などの発生を防止し、排水対策による湿害の防止、適期播種の推進等基本技術の励行により品質の向上を図ります。

(9) 麦・大豆栽培への高性能機械の導入・共同利用推進

- ・農地の利用集積と利用調整を促進することにより、転作としての麦・大豆の団地化（ブロックローテーション）の維持・発展に努め、高性能機械の導入による共同利用を推進し、作業の効率化と生産コストの低減を図ります。

④農産物のブランド化推進

(1) ブランド育成

- ・地元農産物の品質や生産方法の規格統一を行い、米、イチゴ、ブロッコリー等ブランド品目として高付加価値化を図ります。
- ・ブランド品目の安定した生産量と品質を確保するため、J A生産者部会を支援します。

(2) 効果的なPRの推進

- ・消費者へブランド品目の浸透を図るため、ブランド名、ロゴ、パッケージ等を開発するなど、むなかたブランドのイメージアップと効果的なPRを推進します。

(3) 販路拡大の推進

- ・市内の直売所等を始め、市内外の小売店や直売所とのネットワーク化やインターネット販売などの検討をし、販路拡大に努めます。

(4) 交流拠点や農産物加工施設等の運営支援

- ・地域で展開している農作物の栽培や加工を促進するため、交流拠点施設である道の駅や農産物直売施設のほか、農産物加工施設の運営を支援します。

(5) 特産品開発の推進

- ・地域農産物の高付加価値化を進めるため、リーダー育成などを通じて、地域ごとの特色ある特産品開発を支援します。

⑤道の駅、農産物直売施設等による直売の拡大

(1) 農産物直売施設の活動促進

- ・農産物直売所などのマップを作成するなど、直売所のPRを強化し、直売所の集客力の向上を図ります。
- ・振興センターと連携して品揃えの充実や商品の安定供給、安全で新鮮な品質の確保、適正価格の設定、生産者側からの情報発信、顧客の確保など、直売所の経営安定、改善等などの指導や研修等を行います。
- ・新鮮で安全・安心な農産物を消費者に提供していくため、ポジティブリスト^{*)}の遵守を徹底するとともに、トレーサビリティ^{*)}を履行している商品であることを示すシンボルマークを農産物に表示することなどを検討します。
- ・振興センターで実施している地元食材めぐり、産地見学消費者交流ツアー等により、生産者と消費者の交流を支援します。

(2) 道の駅、農産物直売施設等による販路の拡大

(ITを活用した流通システムの合理化推進)

- ・道の駅、直売所等へのPOSシステムの導入を促進し、生産履歴を含めた農産物の情報管理を図るとともに、農産物の出荷体制や生産者と直売所間の連携体制の構築やインターネットを活用した販売促進を図るなど、ITを活用した流通の合理化を支援します。

(生産者や農産物の情報提供)

- ・農産物直売所における生産者の顔写真や生産のこだわり、生産履歴などの表示や、土壌診断の実施やポジティブリストを遵守している農産物への安心マークの表示など、生産者や農産物の情報の発信を強化し、消費者の信頼向上を図る活動を支援します。
- ・インターネット等のITを活用し、生産者や農産物の情報を消費者へ提供します。

※主要な直売施設の売上目標

平成18年度 1,245百万円 → 平成26年度 1,480百万円

(注) 主要な直売施設：道の駅(平成18年度はアクスシス玄海)、かのこの里、ほたるの里

⑥安全で安心な農産物の提供

(1) 安全な農産物の生産方式の普及

- ・ポジティブリストなどに関する生産者等への普及・啓発や、土壌診断や残留農薬検査の充実を図るなど、安全な農産物の生産方式の確立を支援します。
- ・生産地及び生産者としてJGAP^{*}) (日本版適正農業規範)等の認証の取得を推進します。

(2) 消費者への安全・安心のPR

- ・消費者の安心を確保するため、JAと農業者との連携の下で、生産者や使用農薬などの情報を遡って確認できるトレーサビリティの導入を検討するとともに、生産者と消費者に対して農薬等に関する正しい知識など食の安全に関する情報提供を進めます。

⑦環境保全型農業の推進

(1) 有機物による土づくりの推進

- ・耕種農家と畜産農家の連携によるたい肥の利用促進など、農業生産による環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式を促進します。

※地域内のたい肥使用量の目標

平成18年度 710t/年 → 平成26年度 1,200 t/年

(2) 減農薬・減化学肥料の推進

- ・化学肥料の使用を低減するため畜産たい肥や緑肥、有機化成肥料の利用を農業関係機関が一体となって促進します。
- ・害虫防除ランプ^{*})、フェロモントラップ^{*})、水稻温湯種子消毒技術^{*})などの使用により農薬の使用量を低減するなど、環境負荷の軽減を図るための資材や設備の導入を推進します。

※有機化成肥料使用面積の目標

平成18年度 143 a → 平成26年度 1,000 a

※化学農薬低減技術の積極的取組み推進（水稻温湯種子消毒技術）

平成18年度 1,413 a → 平成26年度 3,000 a

(3) エコファーマー、減農薬・減化学肥料栽培認証農家の育成

- ・米、果樹、野菜等の生産において、環境との調和のとれた生産方式を実践するエコファーマーや減農薬・減化学肥料農家の育成を農業関係機関が一体となって支援し、認定者数の増加を図ります。

※エコファーマーの目標数

平成18年度 6人 → 平成26年度 25人

※福岡県減・減認証制度認証数（面積）

平成18年度 19件（1,660a）

→ 平成26年度 40件（3,500a）

(4) 環境に配慮した農産物の特産化の推進

- ・環境に配慮して生産した農産物や、これらの農産物の加工品を特産化し、販売促進を図るため、エコファーマーや減・減認証農産物シールの活用を推進します。

⑧グリーン・ツーリズムの推進

(1) 農村体験交流プログラムの企画・開発と実践

- ・グリーン・ツーリズム実践農家等と連携して、農村の自然、農業、食文化などの資源を生かしながら、農家とのふれあいを大切にした本物の田舎を体験できる各種のプログラムを企画・開発・実践し、都市と農村の交流を推進します。

(2) 交流拠点（道の駅、農産物直売施設等）の活用

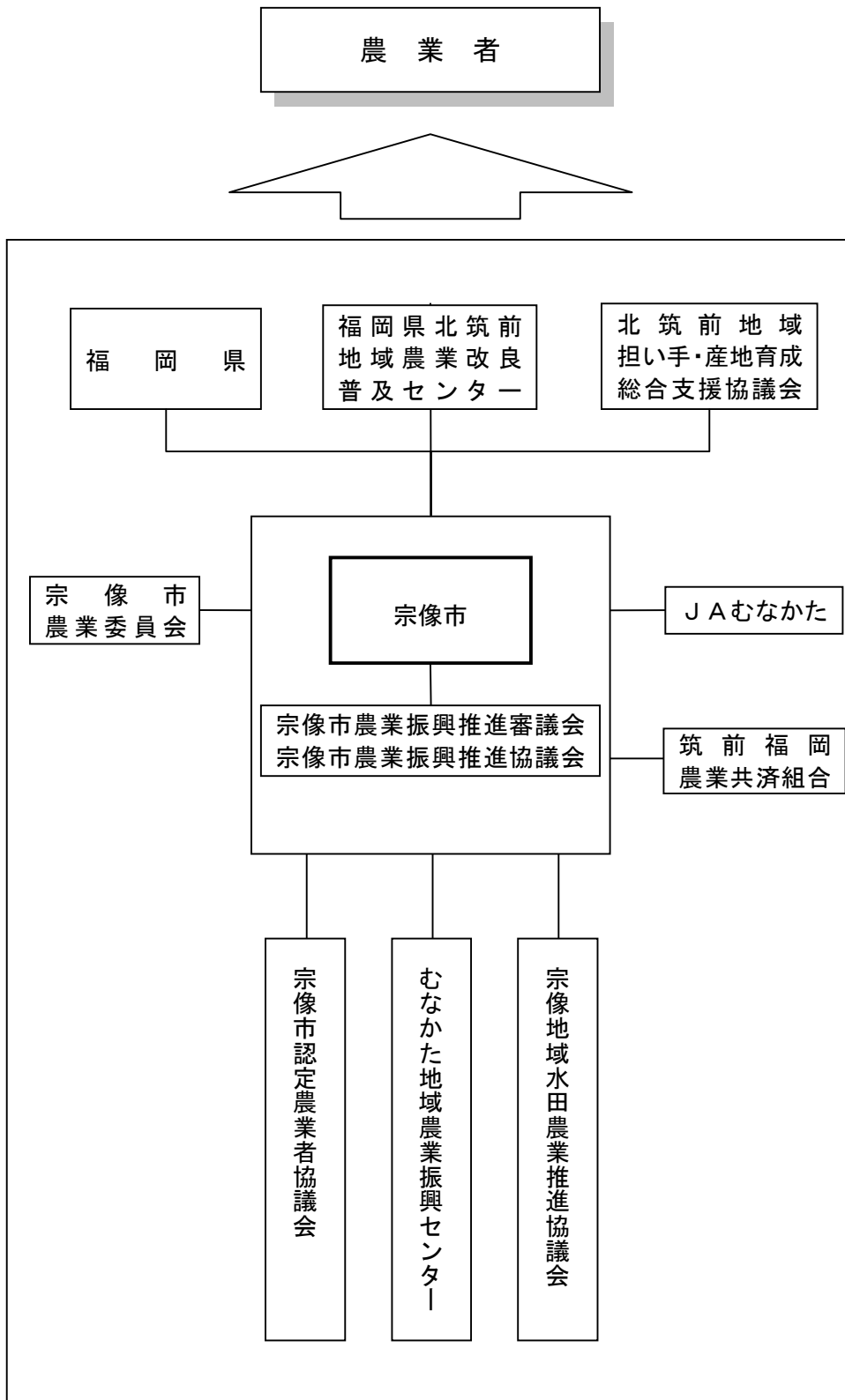
- ・交流拠点を活用した農村体験ツアーやイベントの実施等により、来訪者数の増加を図るとともに農村体験へつなげる取り組みを実施します。また、正助ふるさと村の体験メニューの充実を図ります。

※主要交流拠点への来訪者数の目標

平成18年度 955千人 → 平成26年度 1,128千人

(注) 主要交流拠点：道の駅（平成18年度はアクシス玄海）、かのこの里、ほたるの里、正助ふるさと村

6. 推進体制図



7. 基本目標

1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

単位：人、世帯、%

| | 総人口 | うち 農 家 人 口 | 総世帯数 | うち 農 世 帯 数 | 総就業 人口 | 産業別就業人口 | | | |
|----------------|------------------|------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|
| | | | | | | 第1次 | うち農業 | 第2次 | 第3次 |
| 平成2年 | 78,197 (100) | 7,904 (10.1) | 24,796 (100) | 1,064 (4.3) | 32,413 (100) | 2,499 (7.7) | 1,649 (5.1) | 7,691 (23.7) | 22,167 (68.4) |
| 平成7年 | 86,938 (100) | 6,937 (8.0) | 29,027 (100) | 1,397 (4.8) | 38,383 (100) | 2,324 (6.1) | 1,576 (4.1) | 8,476 (22.1) | 27,436 (71.5) |
| 平成12年 | 92,056 (100) | 6,458 (7.0) | 32,550 (100) | 1,216 (3.7) | 40,714 (100) | 2,120 (5.2) | 1,416 (3.5) | 8,894 (21.8) | 29,367 (72.1) |
| 平成17年 | 94,148 (100) | 5,059 (5.4) | 34,907 (100) | 1,084 (3.1) | 41,611 (100) | 1,983 (4.8) | 1,342 (3.2) | 8,074 (19.4) | 30,821 (74.1) |
| 平成22年 (見通し) | 97,000 (100) | 4,500 (4.6) | 37,000 (100) | 1,050 (2.8) | 43,000 (100) | 1,900 (4.4) | 1,320 (3.1) | 9,300 (21.5) | 31,800 (74.0) |
| 平成27年 (見通し) | 100,000 (100) | 4,000 (4.0) | 40,000 (100) | 1,000 (2.5) | 45,000 (100) | 1,800 (4.0) | 1,300 (2.9) | 9,600 (21.3) | 33,600 (74.7) |

2) 農家戸数の動向及び見通し

単位：戸、%

| | 総戸数 | 専業別内訳 | | | 経営耕地規模内訳 | | | | | |
|---------------|----------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 専業 | 第1種 兼業 | 第2種 兼業 | 0.5ha 未満 | 0.5～ 1.0ha | 1.0～ 1.5ha | 1.5～ 2.0ha | 2.0～ 3.0ha | 3.0ha 以上 |
| 平成2年 | 1,604 (100) | 229 (14.3) | 286 (17.8) | 1,089 (67.9) | 431 (26.9) | 395 (24.6) | 313 (19.5) | 191 (11.9) | 159 (9.9) | 115 (7.2) |
| 平成7年 | 1,397 (100) | 284 (20.4) | 245 (17.5) | 868 (62.1) | 376 (26.9) | 342 (24.5) | 259 (18.5) | 155 (11.1) | 138 (9.9) | 127 (9.1) |
| 平成12年 | 1,216 (100) | 252 (20.7) | 175 (14.4) | 789 (64.9) | 327 (26.9) | 284 (23.4) | 218 (17.9) | 144 (11.8) | 118 (9.7) | 125 (10.3) |
| 平成17年 (現在) | 1,084 (100) | 251 (23.1) | 143 (13.2) | 690 (63.7) | 345 (31.8) | 229 (21.1) | 170 (15.7) | 104 (9.6) | 104 (9.6) | 132 (12.2) |
| 平成22年 見通し | 1,050 (100) | 270 (25.7) | 780 (74.3) | | | | | | | |
| 平成27年 見通し | 1,000 (100) | 270 (27.0) | 730 (73.0) | | | | | | | |

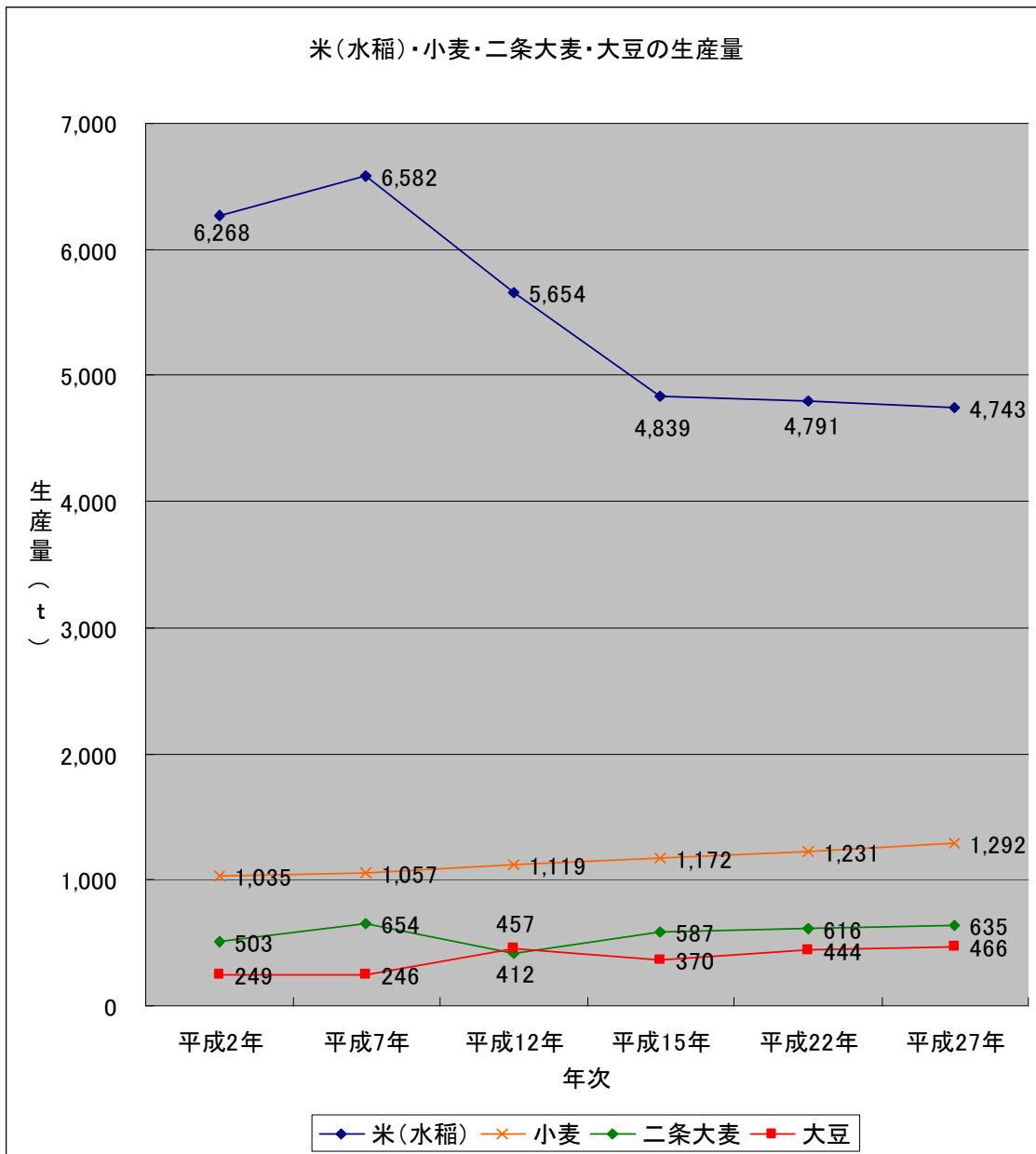
(注) 1 市町村行政区域に関する数字である。

2 ()内は構成比である。

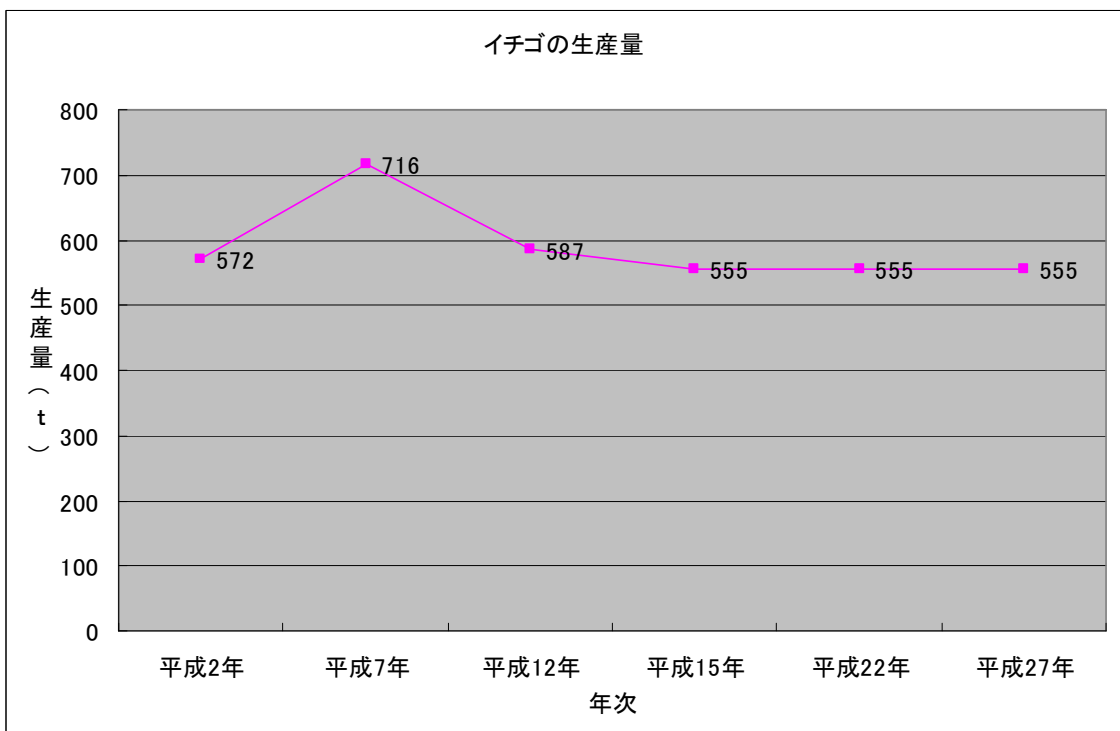
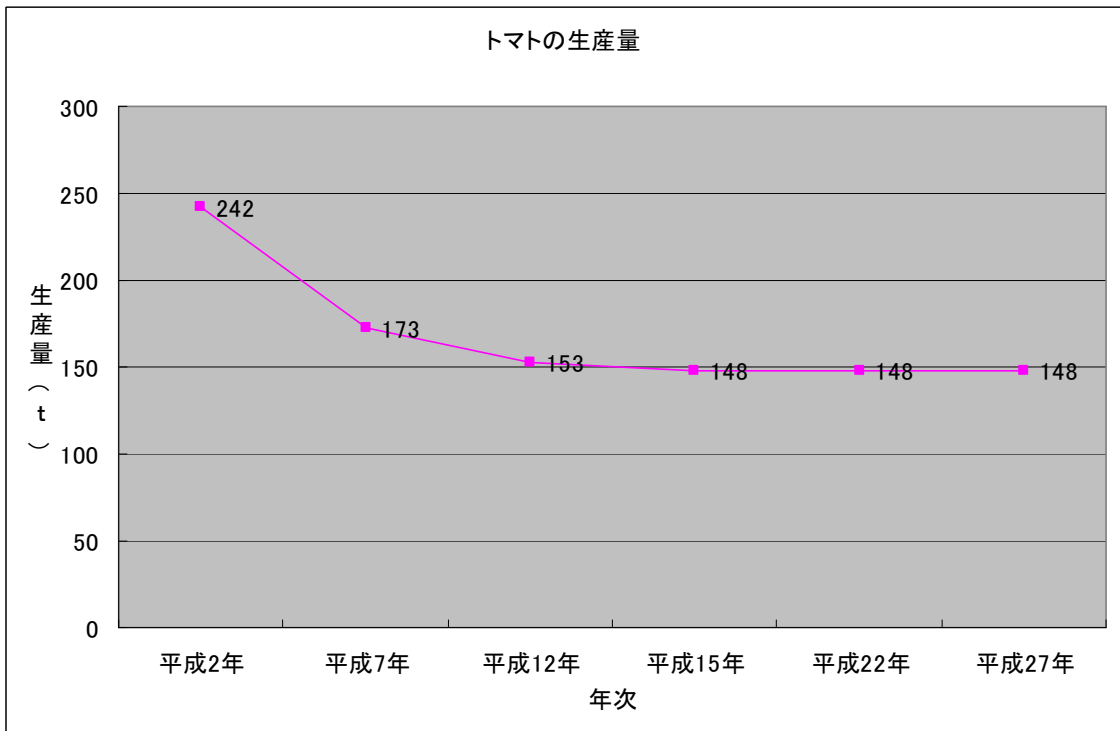
3 資料：国勢調査、農林業センサス、第1次宗像市総合計画

4 推計：農家人口及び農家戸数における今後の見通しは、厚生労働省が人口推計に用いているトレンド推計方式(対数)によって行った。

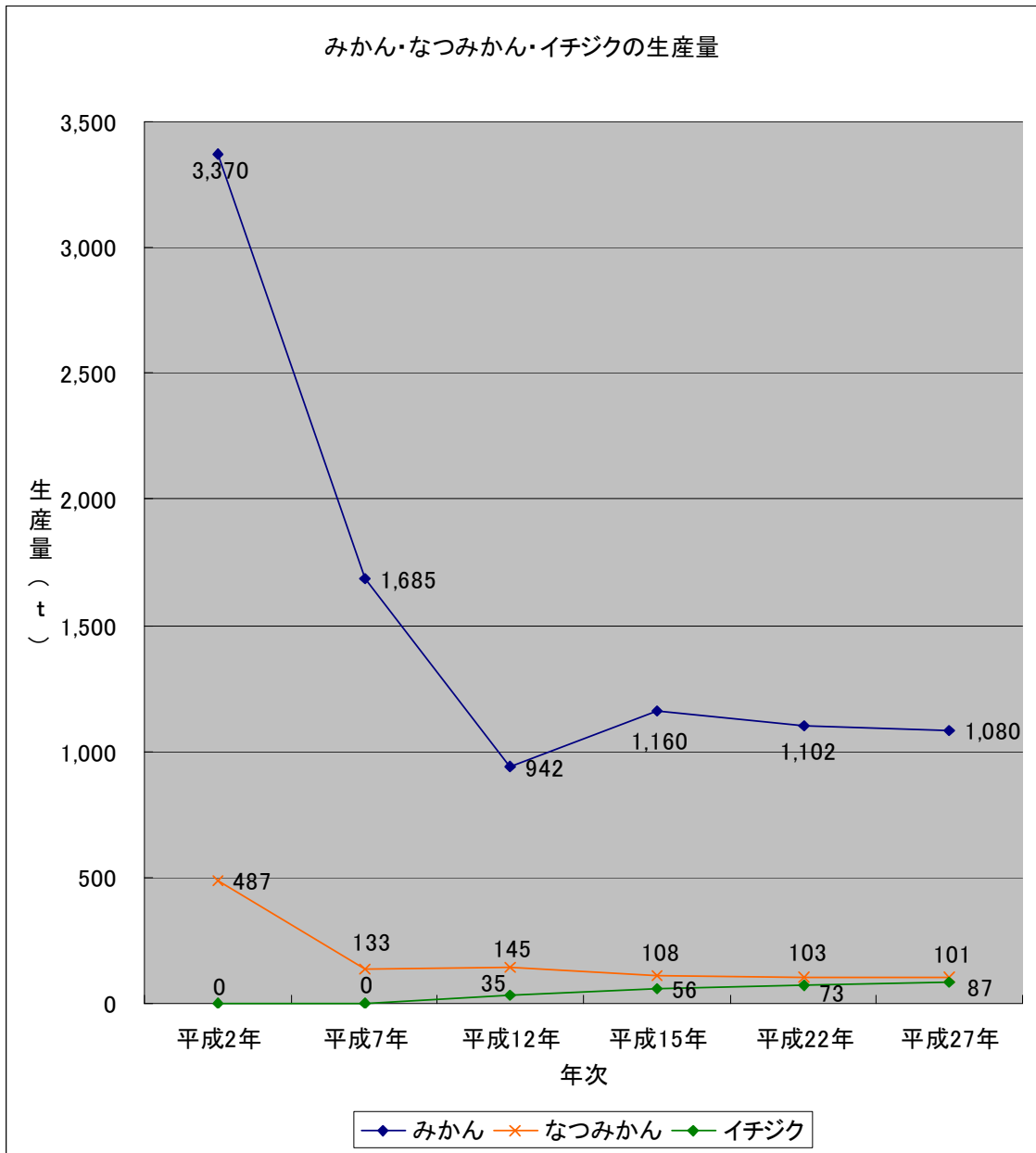
3) 農業生産の動向及び見通し



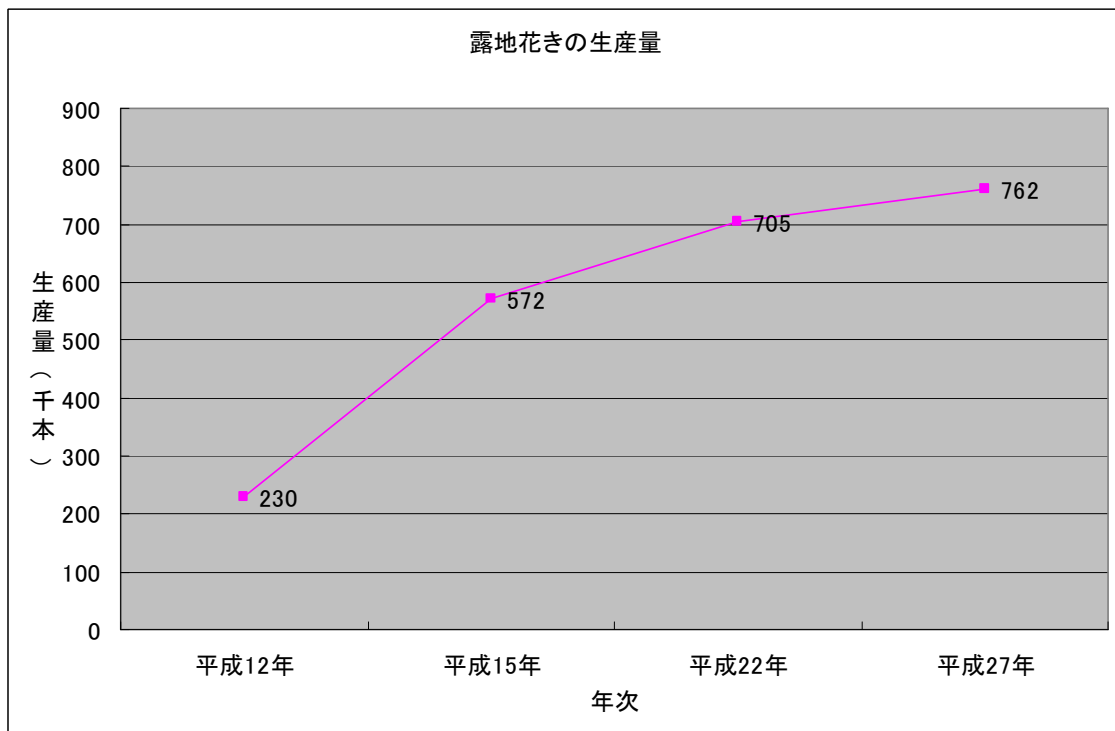
出典：福岡農林水産統計年報、作物統計、青果物生産出荷統計



出典：福岡農林水産統計年報、作物統計、青果物生産出荷統計



出典：福岡農林水産統計年報、作物統計、青果物生産出荷統計



出典：福岡農林水産統計年報、作物統計、青果物生産出荷統計

4) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

| 区分 | 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の 態様等 |
|---------------------|-----------------------------|--|--|--|--------------------|
| 個別 別 | 水 稲 + 麦 + 大 豆 | (水田 1,200a) 水稲 600a 小麦 600a 大麦 400a 大豆 600a | トラクター 自脱型コンバイン 田植機 乾燥調製は地域施設 を利用 防除・大豆収穫は組 合へ委託 | パソコン等による経 営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締結 | 休日制の導入 |
| | イチゴ + 水 稲 | (水田 210a) イチゴ あまおう夜冷 15a あまおう普通 ポット 20a 水稲 110a | パイプハウス連棟 高設育苗施設 簡易夜冷施設 田植機、トラクター イチゴの高設育苗により 病害の軽減 苗を軽量化し、低温処理 時の作業の効率化 | パソコン等による経 営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締結 | 休日制の導入 臨時雇用 |
| | トマト + 水 稲 + 大 豆 | (水田 450a) 施設トマト 50a 水稲 250a 大豆 150a | 鉄骨ハウス パイプハウス 養液土耕・自動換気 システム 田植機、トラクター コンバインは共同 | パソコン等による経 営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締結 | 休日制の導入 臨時雇用 |
| | 果 樹 + 水 稲 | { 水田 200a 樹園地 140a } 柑橘 110a イチジク 30a 稲 100a | パイプハウス スピードスプレイヤ 動力噴霧器 予冷庫、棚施設 トラクター | パソコン等による経 営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締結 | 休日制の導入 臨時雇用 |
| 営 体 | | | | | |

| 区分 | 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の 態様等 |
|--------------------|---------------------------------------|--|--|--|----------------------|
| 個別 経営 営 体 | 水稲 + 小麦 + キャベツ + 大豆 | (水田 1,000a) 水稲 500a 小麦 360a 大麦 240a キャベツ 250a 冬出し 150a 春出し 100a 大豆 500a | パイプハウス 自脱型コンバイン 田植機 移植機 トラクター キャベツは冬出しと 春出しに作型を分散 する | パソコン等による 経営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締 結 | 休日制の導入 臨時雇用 |
| | 花き + 水稲 | (水田 150a) (施設 25a) トルコギキョウ 20a ユリ類 10a グラジオラス施設 10a グラジオラス露地 20a 水稲 80a | パイプハウス(鉄骨補 強型)、動力噴霧器 管理機、トラクター 作型・品種を細分化 | パソコン等による 経営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締 結 | 休日制の導入 臨時雇用 |
| | 酪農 + 飼料作物 + 水稲 | (水田 1,000a) (経産牛 35頭) イタリアン 450a スーダングラス 1,450a 水稲 100a | 牛舎、たい肥舎 トラクター パイプライン バルククーラー ショベルローダー ふん尿はたい肥化し、 ほ場還元と販売 | パソコン等による 経営管理 青色申告の実施 家族経営協定の締 結 | 休日制の導入 ヘルパー利用 |

| 区分 | 営農 類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の 態様等 |
|--------------------|---|---|---|---|-------------------------------|
| 組織 経営 営 体 | 水 稲 + 麦 + 大 豆 <主たる 従事者 1人> | (水田 2,000a) 水稲 600a 小麦 600a 大麦 400a 大豆 600a | トラクター 自脱型コンバイン 田植機 播種機 フォークリフト 乾燥調製は地域施設を 利用 防除・大豆収穫は組合 へ委託 | パソコン等による 経営管理 青色申告の実施 定期的に税理士の 指導を受ける | 休日制の導入 <労働力> 構成員20人 |

8. 参考資料(用語解説)

《あ行》

EPA (P5)

Economic Partnership Agreement (経済連携協定) の略称。自由貿易協定の要素に加え、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定のことです。現在、わが国はアジア諸国との経済連携協定を推進しています。しかし、この推進に当たっては、①我が国の食料輸入の安定化・多元化、②安全・安心な食料の輸入の確保、③ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、④我が国食品産業のビジネス環境の整備、⑤アジアの農山漁村地域の貧困等の解消、⑥地球環境の保全、資源の持続可能な利用が必要です。

エコファーマー制度 (P6、14、22)

環境に配慮した農業を推進することを目的に、知事が「持続農業法」に基づき、農業者が作成した持続性の高い農業生産方式の導入計画を認定する制度。認定者には、農業改良資金の貸し付けや税制上の優遇措置があります。

FTA (P5)

Free Trade Agreement (自由貿易協定) の略称。協定構成国間で、物やサービスの貿易自由化を行う協定のことです。1990年以降、自由貿易協定の数は急速に増加しています。農産物については、関税撤廃の例外品目とするなど柔軟性を持った取り扱いが行われています。例えば、1994年に発効した“北米自由貿易協定”では、米国は乳製品、ピーナツ等を例外的取り扱いとしています。

《か行》

家族経営協定 (P9、30、31)

家族労働によって成り立っている個々の農家が、家族の合意により、農業経営の方針や役割分担、労働報酬、休日などの諸事項を取り決めたものです。

環境保全型農業 (P4、6、8、13、14、21)

農業生産活動に起因する環境負荷をできるだけ少なくするために、有機性資源を循環利用した土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用量を低減するなど環境に配慮した農業生産を行うことです。

害虫防除ランプ (P22)

ヤガ類、カメムシ類などの害虫が好む光の波長を抑えた黄色光を夜間点灯することで、害虫を集まりにくく、夜間活動(果実の吸汁、産卵、交尾)を抑制するものです。

グリーン・ツーリズム (P5、6、7、8、15、16、22)

都市住民が農山漁村を訪れて、宿泊、農作業体験、農村景観を楽しむ等を行う滞在型余暇活動のことです。

耕作放棄地（P 4、8、14、18）

過去1年間に作物の作付けがなされておらず、今後も数年間、再び耕作する意志のない農地のことです。

《さ行》

資源循環型農業（P 7）

畜産たい肥の耕地への還元、稲わらの耕地へのすき込みなど、農業生産によって生まれた物質を再度農業生産へと循環させ、環境への負荷をできるだけ軽減させようとする農業生産の方式のことです。

市民農園（P 4、8、15）

農業者以外の人を対象に、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的とし、野菜や花を育てるための農園のことです。

集落営農組織（P 4、5、7、9、18、19）

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農組織のことです。[1]転作田の団地化、[2]共同購入した機械の共同利用、[3]担い手を中心となって取組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様です。

食育（P 8、13）

国民一人ひとりが「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材等を適切に理解するために必要な情報提供活動や地域における実践活動等を食育と言います。特に、子供の時から「食」について考える習慣を身につけるよう「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ方などを子供たちに教えることが大切です。

JGAP（P 21）

GAPとは、Good Agricultural Practice（適正農業規範）の略称。農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取組みのことで、JGAPはその日本版です。日本GAP協会が、「農業生産工程管理手法」を定め、農場の認証等を行っています。

水田経営所得安定対策（P 17、18）

これまで全ての農業者を対象に、一律的に個々の品目（米、麦、大豆）ごとに講じてきた施策（米：担い手経営安定対策・稲作所得経営安定対策、麦作経営安定資金、大豆交付金・大豆作経営安定対策）を見直し、平成19年産からは意欲と能力のある認定農業者や集落営農などの担い手に対象を限定し、経営の安定を図ることを目的とした施策です。

水稻温湯種子消毒技術（P 2 2）

種子を温湯に浸漬することにより、種子に付着した有害動植物を駆除する技術です。導入には、浸漬する温度や時間により防除効果や発芽率が変動することから、適切な条件の下で作業を実施することが必要です。

スプロールの開発（P 1 2）

無秩序で拡散的な開発（これをスプロールといいます）によって農業と非農業の土地利用が混在し、農業生産を行う上でも生活するにも不適切な状況になる開発のことです。

《た行》

第2種兼業農家（P 4）

兼業収入が農業収入を上回る農家のことです。

W T O（P 5）

World Trade Organization（世界貿易機関）の略称。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に代わり、1995年1月に発足した国際機関です。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理します。

地産地消（P 6、7、8、13、16）

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のことです。

中山間地域等直接支払制度（P 14、15）

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度です。交付対象となるのは、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域にあり、かつ、農業生産条件の不利な農用地です。交付を受けるには、農家が集落協定などを結び、農業生産活動等を5年間以上継続して行う必要があります。

土地利用型農業（P 4、10、18）

水稻・麦・大豆を主とした農業経営形態のことです。

トレーサビリティ（P 20、21）

流通経路情報把握システムのことで、食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組みのことです。これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待できます。

《な行》

認定農業者（P 4、5、7、9、17、18、19、24）

自らの農業経営を改善しようとする農業者が、経営改善のための計画書を作成し、「農業経営基盤強化促進法」第12条の規定に基づき、市町村長の認定を受ける制度により経営改善計画の認定を受けた農業者のこと。認定農業者は、税制上の優遇措置や農林漁業金融公庫の低利融資などの支援が受けられます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（P 3）

農業の健全な発展に寄与するため、育成すべき農業者の効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する総合的な措置を講じるため、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき策定したものです。

農業振興地域整備計画（P 3、12）

「農業振興地域の整備に関する法律」第8条の規定により、市町村が策定した整備計画。おおむね10年先を見とおして、農地の計画的利用や農業生産基盤の整備など、農業振興に必要な諸事項について定めたものです。

農地の利用集積（P 4、10、12、18、19）

農業経営規模拡大のため、農地の貸し借りや売買、交換などにより、特定の農業者の農地利用の拡大を図ることであります。

農地保有合理化法人（P 18）

農用地等の権利移動に直接介入（中間保有機能、再配分機能）することにより、農業経営の規模拡大、農地の集団化等を実施する公的法人です。[1] 民法第34条の規定に基づいて設立された法人（都道府県農業公社、市町村農業公社）、[2] 農協、[3] 市町村の3類型、4種類の法人があります。

農地・水・環境保全向上対策（P 7、14）

地域ぐるみでの農地や農業用水路などの資源を保全向上する効果の高い共同活動と農業者ぐるみで環境問題を考えるため、環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年4月から実施しています。

《は行》

バイオマス（P 8、14）

特定の時点においてある空間に存在する生物（bio）の量（mass）を、物質の量として表現したもの。転じて生物由来の資源を示します。バイオマスを用いた燃料は、バイオ燃料（biofuel）またはエコ燃料（ecofuel）と呼ばれ、国が定めたバイオマス・ニッポン総合戦略では「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義されています。

フェロモントラップ（P 22）

害虫の発生予察を行うことで適確な防除を行って農薬の適正な使用を行うため、合成性フェロモンを畑に漂った状態にすることで雄を呼び寄せて捕獲する装置のことで。

福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度（P6、22）

安全で安心な農産物を供給するため、農薬の散布回数（成分回数）が福岡県基準の半分以下、かつ化学肥料の使用量も福岡県基準の半分以下で農産物を生産することを、福岡県が認証する制度です。生産情報の内容（生産者の住所・氏名・代替技術の内容・使用資材・農薬残留調査結果・生産者のコメント等）は県ホームページで公開され、認証の表示は、認証マークを生産物又は包装容器に表示します。不正が認められた場合は直ちに認証を取消し、公表されます。

法人化（P17）

この計画書においては、農産物を作るだけの生産者から、構成員の役割と立場、損益の帰属が明確な経営体としての意識改革を起こさせる手段を目指している。農業法人の経営タイプは、個別経営を法人化する一戸一法人、少数の専門的農業者による数戸一法人、兼業農家も含めた地域、地縁的な協業組織法人があります。

ポジティブリスト（P20、21）

食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）を含む食品について、一定の量以上の農薬等を含む場合については販売等を禁止される制度です。

《ま行》

宗像地域水田農業推進協議会（P19、24）

宗像地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革並びに水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的として設置されたものです。

《ら行》

6次産業（P12）

1次産業×2次産業×3次産業のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業（6次産業）として発展することを目指し、その際、どれかが欠けると0になってしまうため、いずれも欠かせないという、産業間連携の在り方を示すものです。